平成２２年（フ）第２６９１号
愛知県瀬戸市原山台２丁目４番303号
債務者　渡部　辰也
1　決定年月日時　平成22年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２８５５号
名古屋市港区正保町２丁目13番地の３
債務者　松原　千恵（旧姓芝田）
1　決定年月日時　平成22年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２９３１号
名古屋市北区尾上町１－２　尾上団地第２号棟第1412号室、住民票上の住所愛知県豊田市宮上町５丁目２番地　県営４―301号
債務者　長縄　敏生
1　決定年月日時　平成22年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２９５８号
名古屋市南区豊４丁目８番３号
債務者　竹内　洋子
1　決定年月日時　平成22年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３０３２号
名古屋市南区六条町４丁目15番地　ジョウナンハイツ10号
債務者　鶴田　守一
1　決定年月日時　平成22年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第７８９号
愛知県高浜市呉竹町２丁目２番地41
債務者　吉原　由恵
1　決定年月日時　平成22年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第４２８号
岡山県倉敷市福島620番地１　アラモードＡ101
債務者　梶野　　博
1　決定年月日時　平成22年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第１３７８号
埼玉県上尾市大字小敷谷77番地１　西上尾第二団地１―29―409
債務者　今井智恵子
1　決定年月日時　平成22年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１４４６号
埼玉県川口市青木３丁目９番29号
債務者　大庭　　聡
1　決定年月日時　平成22年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１５２５号
埼玉県川口市幸町２丁目15番17号　小川荘203号室
債務者　上平　ゆき（旧姓栗原）
1　決定年月日時　平成22年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１６４８号
埼玉県北足立郡伊奈町本町３丁目79番地　キャッスル伊奈406
債務者　大竹　勇内
1　決定年月日時　平成22年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１６９９号
埼玉県新座市野火止八丁目23番20号　レオパレス新座第３―202号室、旧住所埼玉県朝霞市泉水２丁目３番５号　ハイツ朝霞台104号室
債務者　佐々木　勇
1　決定年月日時　平成22年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１７００号
埼玉県戸田市喜沢南２丁目９番27号
債務者　越後美由紀
1　決定年月日時　平成22年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１７１７号
埼玉県加須市柳生1701番地２
債務者　石島　雅樹
1　決定年月日時　平成22年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１７２２号
埼玉県戸田市大字新曽2477番地　サンライトジュール201号室、旧住所東京都大田区池上６丁目６番12号　池上ゲストハウス207
債務者　當銘　政美
1　決定年月日時　平成22年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１７４４号
埼玉県川口市前川２丁目16番21号　ベルツ102号
債務者　山崎　忠雄
1　決定年月日時　平成22年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１７４５号
埼玉県川口市前川２丁目16番21号　ベルツ102号
債務者　山崎　靖子
1　決定年月日時　平成22年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係